

公衆衛生事業功労者表彰実施要綱

健発第0801003号

平成20年8月1日

〔一部改正 平成29年7月18日〕
〔一部改正 令和5年7月7日〕

1 趣旨

多年にわたり公衆衛生事業のために献身的活動を続け、その功績が特に顕著であり、その事業に携わる者の模範となる者を表彰し、もって、公衆衛生事業の進展に資することを目的とする。

2 表彰の対象

表彰の対象は、健康増進、疾病予防、生活衛生、衛生教育等の諸業務における功績が特に顕著である個人又は団体であって、当該年4月1日において次の(1)から(4)に該当するものとする。

- (1) 個人については、現に事業に携わっている者であって、原則として公衆衛生事業に従事した年数が20年以上又は団体の役員歴が10年以上であり、年齢が50歳以上であること。ただし、地方公共団体に在職する者については、保健所、健康増進関連施設、研究機関及び市町村に在職する者に限るものであること。
- (2) 団体については、事業歴が10年以上であること。
- (3) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）については、積極的に創意工夫を図るなど格別の努力が認められるとともに、その活動が今後も期待され、他の模範となるものであること。（旧老人保健法による医療等以外の保健事業を含む。）
- (4) (1) 及び (2) については、原則として、公衆衛生事業に関する功績により、都道府県知事、保健所を設置する市の長、一般財団法人日本公衆衛生協会会長又は旧一般社団法人日本環境保健活動団体連合会会長の表彰を受けたことがあること。（旧老人保健法による医療等以外の保健事業を除く。）
- (5) 次に掲げる者は除くものであること。
 - ア 過去において、春秋叙勲又は公衆衛生事業に関する功績により褒章条列に基づく褒章を受章した者及び厚生労働大臣表彰を受賞したことがある者。
 - イ 主たる業務が、次のいずれかに該当し、別途定められた厚生労働大臣表彰制度の対象となることができる場合。
 - (ア) 生活衛生事業功労者及び団体
 - (イ) 歯科保健事業功労者及び団体

(ウ) 食生活改善事業功労者及び地区組織

ウ 当該年度の前年度に一般財団法人日本公衆衛生協会会長の表彰を受けた者。

3 被表彰者は、都道府県知事の推薦により、別紙の選考委員会の選考を経て決定する。

4 被表彰者の推薦人員

推薦人員は、政令指定都市又は中核市を有する道府県及び東京都にあつては、個人4名以内及び団体4団体以内、その他の県にあつては、個人2名以内及び団体2団体以内とすること。ただし、旧老人保健法による医療等以外の保健事業にあつては、原則として1市町村又は1団体とすること。

5 推薦書様式及び提出部数

別紙様式(1)(2)又は(3)による調書1部を提出する。

6 提出期限

別途通知する期日までとする。

7 表彰式の日時

別途通知する。

別紙

公衆衛生事業功勞者厚生労働大臣表彰被表彰者選考委員

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

健康局長

健康局総務課長

健康局健康課長

医薬・生活衛生局生活衛生課長

医政局歯科保健課長